

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月13日
【会社名】	株式会社日本エスコン
【英訳名】	E S - C O N J A P A N L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 直江 啓文
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号
【電話番号】	03(5512)7020(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 古川 格
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号
【電話番号】	03(5512)7020(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 古川 格
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 336,400,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年10月30日付で提出いたしました有価証券届出書の記載内容の一部訂正及び、平成21年11月13日付で第15期第3四半期報告書を関東財務局長に提出したことにより、有価証券届出書に添付することとされている書類を追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第三部 追完情報

「第三部 追完情報 2 事業等のリスクについて」の次に「3 資本金の増減」を追加いたします。

### 第四部 組込情報

第15期第3四半期報告書を添付書類として追加いたします。

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第三部【追完情報】

(訂正前)

記載なし。

(訂正後)

## 3 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第14期事業年度）の提出日（平成21年3月27日）以降、本有価証券届出書までの間において、資本金は下記のとおり増加しております。

平成21年3月27日現在の資本金	増加額	平成21年10月30日現在の資本金
3,808,403,008円	235,000,000円	4,043,403,008円

(注) 増加額は、平成21年10月30日払込期日の第三者割当による普通株式発行によるものであります。

## 第四部【組込情報】

(訂正前)

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	平成21年3月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第15期第2四半期)	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	平成21年8月14日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続き特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

(訂正後)

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	平成21年3月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第15期第3四半期)	自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日	平成21年11月13日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続き特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

株式会社日本エスコン  
取締役会 御中

## 三優監査法人

代表社員 公認会計士 小林 昌敏 印  
業務執行社員代表社員 公認会計士 鳥居 陽 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本エスコンの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日本エスコン及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当第3四半期連結会計期間においても重要な経常損失及び四半期純損失を計上し、借入金の一部について返済が困難な状況にあり、加えて、一部の社債についても期限の利益を喪失していることにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
2. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年10月30日に第三者割当により新株式を発行している。
4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年10月30日開催の取締役会において、第三者割当により発行される株式の募集を行うことを決議している。
5. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年10月27日開催の取締役会において社債の買入消却を行うことを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。